

保安林指定施業要件の変更のお知らせ

森林・林業基本法の改正（平成 13 年 6 月）に伴って、保安林の指定施業要件が 40 年ぶりに見直されました。この見直しによって、間伐や植栽に関する内容が以前の規制より緩和されました。

この施業要件の変更は、自動的に変更されるのではなく、保安林の指定と同様、官報または県公報に告示することで確定されます。そのため、変更の手続きが必要となり、県では、順次手続きを進めていくことにしています。変更の手続きは県が行いますので、所有者の方が書類の提出等の処理をすることはありません。

見直しの内容は、以下の 3 点です。

1. 間伐率の上限が引き上げられました。

これまでの間伐率では、少量の間伐を繰り返すことになりコストがかさみ、また高性能林業機械を活用した列状間伐も困難となっていたので、20%だった間伐率を 35%に引き上げました。

2 択伐の伐採限度が引き上げられました

森林の機能を常に発揮できる複層林施業を保安林でも積極的に進めていくことにしています。しかしこれまでの択伐率では上木の伐採が不十分で、下層木がよく育ちません。このため、伐採後に植栽をする森林については、択伐の限度を 30%から 40%に引き上げました。

3 植栽樹種・本数を見直しました

植栽をしなければ森林とならない所では、伐採後に植栽をする義務が課せられています。これまでは、スギ・ヒノキ等を一律 3,000 本/ha としてきましたが、複層林施業の推進、造林コストの軽減、多様な森林整備などのため、森林の状況に応じた植栽の樹種・本数を定めることになりました。

変更の概要一覧

指定施業要件の内容	現行	改正
1 間伐率の上限	20%	35%
2 択伐率		
植栽義務がある場合	30%	40%
植栽義務がない場合	30%	30%
3 植栽本数(ha 当り)	一律 3000 本	森林の立地条件と樹種に応じて定める。